

参議院大蔵委員会會議録第二一号

昭和三十五年二月十一日(木曜日)午前
十時二十九分開会

委員の異動

十二月二十九日委員樺繁夫君辞任につ
き、その補欠として荒木正三郎君を議
長において指名した。一月三十日議長
において野坂参三君を委員に指名し
た。

二月五日委員野坂参三君辞任につ
き、その補欠として須藤五郎君を議長に
いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 正人君
理事 上林 忠次君
山本 米治君
大矢 正君
永末 英一君
天坊 裕彦君

委員

岡崎 真一君
木暮武太夫君
西川甚五郎君
林屋亀次郎君
堀 末治君
前田 久吉君
木村晴八郎君
成瀬 幡治君
野瀬 勝君
平林 剛君
原島 宏治君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 前田佳都男君
大蔵大臣官房長 宮川新一郎君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○昭和三十四年度米穀についての所得
税の臨時特例に関する法律案(内閣
送付、予備審査)

○昭和二十八年度から昭和三十四年度
までの各年度における国債整理基金
に充てるべき資金の繰入の特例に関
する法律の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○経済及び技術協力のため必要な物品
の外国政府等に対する譲与等に関す
る法律案(内閣送付、予備審査)

○一般会計の歳出の財源に充てるため
の国有林野事業特別会計からする繰
入金に関する法律案(内閣送付、予
備審査)

○糸備安定特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣送付、予備審査)

○臨時受託調達特別会計法を廃止する
法律案(内閣送付、予備審査)

○酒税法の一部を改正する法律案(内
閣送付、予備審査)

○租税及び金融等に関する調査
(今期国会大蔵省関係提出予定法律
案に関する件)

○委員長(加藤正人君) ただいまから

委員会を開きます。

まず、委員の異動について報告をい
たします。二月五日付をもって委員野
坂参三君が辞任され、その補欠として
須藤五郎君が委員に選任されました。

○委員長(加藤正人君) 平林君から都
合によりまして理事を辞任したい旨の
申し出がありました。これを許可す
ることに御異議ございませんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選
を行ないたいと存じます。

互選の方法は、前例によりまして、
成規の手續を省略し、便宜その指名を
委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ございませんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤正人君) これより、昭
和三十四年度米穀についての所得税の
臨時特例に関する法律案外六件の法律
案について、順次、提案理由の説明を
聴取することにいたします。

○政府委員(前田佳都男君) ただいま
議題となりました昭和三十四年度米穀
についての所得税の臨時特例に関する
法律案外六法律案について、提案の理
由を御説明いたします。

まず、昭和三十四年度米穀について
の所得税の臨時特例に関する法律案に
ついて申し上げます。

この法律案は、昭和三十四年度の米
穀の集荷に資するため、米穀の生産者
が同年度の米穀を政府に対し事前売り
渡し申し込みに基づいて売り渡した場
合において、従来と同様、同年分の所
得税について、その売り渡しの時期の
区分に応じ、玄米百五十キログラム当
たり(一石当たり)平均千四百円を非
課税とする措置を講じようとするもの
であります。

次に、昭和二十八年度から昭和三十
四年度までの各年度における国債整理
基金に充てるべき資金の繰入の特例に
関する法律の一部を改正する法律案に
ついて申し上げます。

昭和二十八年度から昭和三十四年度
までの各年度におきましては、国債の
償還等に充てるための資金の繰り入れ
の特例といたしまして、国債の元金償
還に充てるために一般会計から国債整
理基金特別会計に繰り入れるべき最低
金額は、財政法第六十二条の規定によ
る前年度の剰余金の二分の一に相当す
る額とし、国債整理基金特別会計法第
二条第二項の規定による前年度首にお
ける国債総額の一万分の百十六の三分
の一相当額の繰り入れ基準は、これを
適用しないこととしております。ま
た、これとともに、日本国有鉄道また
は日本電信電話公社が日本国有鉄道法
施行法第九条または日本電信電話公社

法施行法第八条の規定により一般会計
に対して負ういわゆる法定債務の償還
元利金については、直接、国債整理基
金特別会計に繰り入れることとし、繰
入額に相当する金額については一般会
計から国債整理基金特別会計に繰り入
れがあったものとみなす特別の措置が
講ぜられてきたのであります。昭和
三十五年度におきましても、国債償還
の状況にかんがみ、かつ、経理の簡素
化をはかるため、前年度と同様これら
の措置を講じようとするものであり
ます。

次に、経済及び技術協力のため必要
な物品の外国政府等に対する譲与等
に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、政府が、経済及び技
術協力の効果的実施の一方策として行
なう海外技術センターの設置等に必要
な物品を、外国政府または国際連合等
に対して譲与し、または時価よりも低
い対価で譲渡することができるとし
ようとするものであります。御承知
のように、国の所有に属する物品を時
価によらずに処分することにつきましては、
財政法第九十九条の規定により、法
律に基づくことを要することとなつて
おりますので、この法律案を提出いた
しました次第であります。

次に、一般会計の歳出の財源に充て
るための国有林野事業特別会計からす
る繰入金に関する法律案について申し
上げます。

公共団体からはその翌年度、交付公債、いわゆる交付公債によりましてやっております。地方債証券で納付されておりましたのでございますが、三十五年度より交付公債による納付を改めまして、現金に改めることといたしまして、その関係で、国が行ないます道路整備特別会計の事業におきまして、財源といたしまして借り入れを行う必要がなくなりましたので、その借入金に関する規定を廃止し、あわせて所要の整備をはかろうとするものでございます。

次の特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案も、ただいま申し上げました道路整備特別会計法の一部を改正する法律案と趣旨は全く同様でございます。特定港湾施設工事にかかわる港湾管理者の負担金につきまして、地方債証券による納付を行なわないことといたしましたのに伴いまして、この特別会計におきまして財源調達としての借り入れが必要でなくなつた、そのために所要の改正を加えんとするものでございます。

次に、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案は、これは今提案理由を御説明申し上げた通りでございます。

次の一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律案も、同様、御説明いたしました通りであります。

それから、次の国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案は、治水関係で治水特別会計を設けたのに即応をいたしまして、治山事業につきましても、国有林野にかかわるものは国有林野事業特別会計の業務勘定で行な

ているのでございますが、民有林野にかかわる治山事業で国が施行するものの経理を特別会計で行なうことといたしまして、治山勘定を設けて行なうことといたしております。これがために所要の規定を改正しようとしたものでございます。

次の準備安定特別会計法の一部を改正する法律案、臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案、いずれもただいま御説明申し上げた通りであります。

次の経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これは、御承知のように、昭和三十三年度二百十五億の基金を設けましたのであります。そのうち農林漁業金融公庫に対して六十五億を出資いたしまして、基金を設けまして、その基金の運用利子を活用いたしまして、国が直接間接補助してない非補助の小団地等の土地改良事業に対しまして公庫が貸付を行ない、この貸付利子を軽減いたしておいたのであります。今回、その利子軽減対象といたしまして、小団地のほかに牧野を加えようとしたものであります。それがための所要の改正を加えようとしたものであります。

次の交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案でございますが、これは、今回国の所得税の減税に伴いまして、地方公共団体の財政の健全化に資するため、法人税、所得税、酒税の百分の〇・三に相当する金額を、臨時地方特別交付金として地方公共団体に交付することといたしまして、別途所要の法律を提案いたすことになっておりますが、それに伴い

て、この臨時地方特別交付金の受け入れ並びに配付に関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計におきまして行なうために、所要の改正を加えようとするものでございます。

次に、特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これは、人事院勧告に従いまして、いわゆる中だるみ是正といたしまして、一般職の職員の給与改訂を三十五年度より行なうことにいたしましたのでございます。これに伴いまして、それとの均衡上、秘書官の俸給月額につきまして改訂するための法律案でございます。これは内閣委員会に付託されることに相なっております。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案、これは、国家公務員から住宅公団等の公団の職員となりまして、再び引き続いて国家公務員に復帰いたしました場合、その者の退職手当は通算いたしませんで、公団在職中のものは公団の退職手当をもらい、国家公務員としては別計算でもらうことになっておるのでございます。

これでは本人にとって気の毒ではないか、むしろ本人の希望によって通算するか、あるいは在職途中で勤務した公団の退職手当を別にもらうか、本人の希望にまかすように改めようかどうかというところで研究いたしておるものでございます。あるいは今回国会の提案は見送りになるかもしれないと考えておるものでございますが、いずれにいたしましても、これはおそらく内閣委員会に付託することとなるかと思うのでございます。

次の昭和三十四年度産米穀についての

所得税の臨時特例に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案は、ただいま提案理由の説明があった通りでございます。

次に、関税定率法の一部を改正する法律案でございますが、これは為替自由化への動き等に伴いまして、ラード等二、三の品目につきまして関税率の調整を行なうとするものであります。

また、関税暫定措置法案は、関税定率法の一部改正法の附則で定められております関税の暫定的減免制度につきましても、所要の単行法を設けようとするものであります。その中身は、主として、おもなものを申し上げますと、製油用の原油を暫定税率二％から六％に改めるため、農林漁業用のA重油、肥料製造用の原油は従来免税になつておりますが、三十五年度に限って免税にする、その他は全部基本税率に戻す、また電子計算機の免税も打ち切ろうというようなのも主たる内容になつておるのでございますが、そういう関税の暫定的減免制度につきまして、所要の規定の整備を単行法によりましてはかろうとするものでございます。

次に、国有財産法の一部を改正する法律案でございますが、これは、戦争中軍が軍用上水道を方々で設置いたしておるのでございます。これは現在普通財産として国が管理いたしておるものでございますが、方々いろんな地方公共団体におきまして、これを活用いたしまして、上水道としてつばにいたしたいという希望があるのでござい

ますが、地方公共団体の財政状況からいたしまして、これは主として財産は土

地でござい

ますが、有償で払い下げを受ける

となかなか希望しない、従って活用が

できないというような事情がございまして、

こういう水道に限りまして普通財産を無償で譲与することができ

るようになりたしたい、かような考え方に基

づきまして国有財産法の一部を改正しようとするものでござい

ます。次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、これは、今回日本開発銀行の所要資金を調達いたしますため、三千万ドルを限って外貨債を発行するように予算総則で定めておるのでございます。で、現在御審議願っておるわけでござい

ますが、それに伴いまして、法律の中におきまして外貨債を発行することができるよう規定しようとするため所要の改正を加えようとするものでござい

ます。次に、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案でございますが、これは、御承知のように、船舶保険がかかり

ますものは、事故があつた場合の自船と、それから相手方の船が衝突したような場合相手方の船と相手方の船の積荷にかかつておりますいろいろ、たとえば、港湾設備に衝突したためにその設備をこわしたとか、相手方の人命を損傷した場合に、この保険はどう

するかということ、これは、船舶保険にかかわらないのであります。これらの船舶保険で救済できないものを、互助制度と申しますかによりまして船主相互保険組合を設けるようにいたしまして、船主相互保険組合法がそれを規定いたしておるのでござい

ます。ところが、その組合員の加入資格といたしましては、船の所有者と賃借人——賃借人と申しますのは、船だけを借りまして、

つくらいいになりますね。それについての一覽的な明細、いわゆる日本の借金としてみなざるべきものの現在高、これを一つ資料としてまとめて出してもらいたい。こまかい点はずっと私の方でも検討しますけれども、大体あなたの方でおわかりのやつを提出していただきたいと思います。

○政府委員(宮川新一郎君) 承知いたしました。

○木村禧八郎君 先ほどの資料に関係いたしまして、一般会計だけでなく、公社関係の減債の現況ですか、それもあわせてお願いします。

○大矢正君 為替関係の法律の改正と、いうのはないのですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 為替関係

につきましては、貿易為替管理法の根本的改正を企図いたしておるわけでありますが、まだ提案するまでに熟しておりません。自由化に伴いますいろいろな諸措置がございますが、これはおおむね政令、あるいは告示、通達でできるものばかりでございますので、為替関係の法案の提案はないものと考えております。

○委員長(加藤正人君) それでは、先ほどの理事会で決定いたしましたように、次回は二月十八日(本曜日)午前十時から開会することいたします。本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時八分散会

十二月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律

昭和三十四年度産米穀についての
所得税の臨時特例に関する
法律

米穀の生産者が、その生産した昭和
三十四年度の米穀を政府に売り渡
す旨を昭和三十四年九月二十一日
(北海道、青森県、岩手県、宮城
県、秋田県、山形県、福島県、新潟
県、富山県、石川県及び福井県の各
区域において生産される米穀につい
ては、同年八月三十一日)までに申
し込み、その申込みにより締結した
契約に基づいて当該米穀を昭和三十
五年二月二十九日までに政府に売り
渡した場合に、当該生産者の昭和
三十四年度の所得税については、政
令で定めるところにより、当該米穀
の売渡しの時期及び数量に応じ次に
定めるところにより計算した金額の
合計額に相当する金額は、所得税法
(昭和二十二年法律第二十七号)第
七条の二に規定する農業所得に係る
同法第九条第一項第四号の総収入金
額に算入しない。

一 昭和三十四年九月三十日までに
売り渡した米穀については、玄米
換算正味六十キログラムにつき、
八百円

二 昭和三十四年十月一日から同月
十日までの間に売り渡した米穀に
ついては、玄米換算正味六十キロ
グラムにつき、七百二十円

三 昭和三十四年十月十一日から同
月二十日までの間に売り渡した米
穀については、玄米換算正味六十
キログラムにつき、六百四十円

四 昭和三十四年十月二十一日から

同年三十一日までの間に売り渡し
た米穀については、玄米換算正味
六十キログラムにつき、五百六十
円

五 昭和三十四年十一月一日から昭
和三十五年二月二十九日までの間
に売り渡した米穀については、玄
米換算正味六十キログラムにつ
き、四百八十円

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

一月二十九日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、昭和二十八年度から昭和三十
四年度までの各年度における国債整
理基金に充てらるべき資金の繰入の
特例に関する法律の一部を改正す
る法律案

一、経済及び技術協力のため必要な
物品の外国政府等に対する譲与等
に関する法律案

一、一般会計の歳出の財源に充て
るための国有林野事業特別会計から
する繰入金に関する法律案

一、糸価安定特別会計法の一部を改
正する法律案

昭和二十八年度から昭和三十
四年度までの各年度における国債
整理基金に充てらるべき資金の繰
入の特例に関する法律の一部を
改正する法律案

昭和二十八年度から昭和三十
四年度までの各年度における
国債整理基金に充てらるべき資
金の繰入の特例に関する法律
の一部を改正する法律

昭和二十八年度から昭和三十四
年度までの各年度における国債整理基
金に充てらるべき資金の繰入の特例に
関する法律(昭和二十八年法律第百
号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

昭和二十八年度から昭和三十
五年度までの各年度における
国債整理基金に充てらるべき資
金の繰入の特例に関する法
律

第一条から第三条まで中「昭和三十
四年度」を「昭和三十五年」に
改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

経済及び技術協力のため必要な
物品の外国政府等に対する譲与
等に関する法律案

経済及び技術協力のため必要
な物品の外国政府等に対する
譲与等に関する法律

政府は、条約その他の国際約束に
基づく経済及び技術協力のため必要
な物品を、外国政府若しくはその機
関又は国際連合若しくはその専門機
関に対して譲与し、又は時価よりも
低い対価で譲渡することができる。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

一般会計の歳出の財源に充て
るための国有林野事業特別会計か
らする繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充て
るための国有林野事業特別会

計からする繰入金に関する法
律

1 政府は、一般会計の歳出の財源
に充てらるため、昭和三十五年
において、国有林野事業特別会計
から、十一億円を限り、一般会計
に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金に相当
する額は、国有林野事業特別会計
法(昭和二十二年法律第三十八
号)第十三条第一項の積立金の額
から減額して整理するものとす
る。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

糸価安定特別会計法の一部を改
正する法律案

糸価安定特別会計法の一部を
改正する法律

糸価安定特別会計法(昭和二十六
年法律第三十一号)の一部を次の
ように改正する。

第十一條中「二百七十五億円」を
「百十五億円」に改める。

附則
この法律は、昭和三十五年四月一
日から施行する。

二月一日予備審査のため、本委員会に
左の案件を付託された。

一、臨時受託調達特別会計法を廃止
する法律案

臨時受託調達特別会計法を廃止
する法律案

臨時受託調達特別会計法を廃
止する法律

臨時受託調達特別会計法(昭和三十
二年法律第八十六号)は、廃止す
る。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月
一日から施行する。

2 臨時受託調達特別会計の昭和三十
四年度以前の年度の決算に関し
ては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際、臨時受託
調達特別会計に属する権利及び義
務は、一般会計に帰属するものと
する。

4 臨時受託調達特別会計の昭和三十
四年度の歳出予算における調達
契約支払金の金額について、財政
法(昭和二十二年法律第三十四
号)第十四条の三又は第四十二條
の規定に基づき翌年度に繰り越し
て使用する必要があるときは、そ
の使用は、一般会計において行な
うものとする。

5 防衛庁設置法(昭和二十九年法
律第六十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第六項を削る。

附則第七項中「調達を行い、並
びに受託調達契約を履行するため
必要な契約の締結、検査その他の
事務を長官の定めるところにより
実施する。」を「調達を行なう。」
に改め、同項を附則第六項とし、
附則第八項以下を一項ずつ繰り上
げる。

6 この法律の施行前に締結した改
正前の防衛庁設置法附則第六項第
一号に規定する受託調達契約の実
施に関する防衛庁の権限及び調達
実施本部の行なう事務について

は、なお従前の例による。

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、各種学校を設置する公益法人に対する贈与税等を非課税とするの請願（第三号）（第一号）（第九号）（第四号）

一、恩給年金銀行設立に関する請願（第六四号）

一、長崎県佐世保市所在の旧海軍被徴用住宅地返還等に関する請願（第一一〇号）

一、定年退職者等の退職金に対する課税免除の請願（第一四一号）

一、地方公共団体等が借り受けている旧解放農地に関する請願（第一五三三号）

第三号 昭和三十四年十二月二十九日受理

各種学校を設置する公益法人に対する贈与税等を非課税とするの請願

請願者 熊本市宮内町二 野上進

紹介議員 谷口弥三郎君 松野鶴平君

最近大蔵省当局においては、数多くの公益法人の中でもひとり各種学校を設置する学校法人や財団法人等だけに對して、法律改正ではなく政令を改正する方法で贈与税と法人税を全国的に、さかのぼつて課税し、あるいは課税しようにしているが、いずれの課税も法律に根拠がないか、あるいは法律の趣旨に明らかに違反しているものである。この課税措置によつて、全国八千余校に及ぶ各種学校は、当然の結果として公共性を奪われて教育の継続を危

地におとし入れられることになるから、これらの誤つた課税措置がすみやかに撤回されるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第一号 昭和三十四年十二月二十九日受理

各種学校を設置する公益法人に対する贈与税等を非課税とするの請願

請願者 宮城県遠田郡涌谷町刈萱町一涌谷家政専修学校内 洪谷徳三

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六四号 昭和三十五年一月六日受理

恩給年金銀行設立に関する請願

請願者 高知市本町上一丁目高知県文教協会内高知県退職公務員連盟内 坂本重芳外二名

紹介議員 寺尾 豊君

かつては、恩給金庫が設けられ、恩給年金受給者に対し特別の保護が加えられていたが、昭和二十四年突然これが廃止されるに及び、受給者に対する金融のめちがまつた閉ざされるに至つた。その後、昭和二十八年国民金融公庫が恩給担保による金融のめちを開いたが、資金量が少なく、受給者の需要をとうてい満たしえない現状であるから、すみやかに民営による恩給年金専門の金融機関を設立せられたいとの請願。

第九四号 昭和三十五年一月十二日受理

各種学校を設置する公益法人に対する

贈与税等を非課税とするの請願

請願者 高知市中新町一四一財団法人コレンス洋裁女学院長 田中千鶴

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一〇号 昭和三十五年一月二十一日受理

長崎県佐世保市所在の旧海軍被徴用住宅地返還等に関する請願

請願者 長崎県佐世保市南風崎町 宮崎俊太郎外四名

紹介議員 秋山俊一郎君

昭和十六、七年度中に、旧海軍が軍人、軍属等の住宅建設用地として一方的に徴用した農地は、いまだに返還されないばかりか、その賃貸料は統制されておき、昭和二十五年までは年間坪あたり四十八銭、現在は十三円余というあまりにも現実を無視した低額であるため、農民の生活は逐次困窮の度を加え、思想的にも憂慮される段階にたつていた。このため、旧軍都附近の一部農民のこのような苦衷の事情を十分に察察されて、現行法規を改正の上すみやかに旧海軍被徴用地を返還せられたい。かりに法改正が長びく場合には、賃貸料値上げの措置を講ぜられたいとの請願。

第一四一号 昭和三十五年一月二十八日受理

定年退職者等の退職金に対する課税免除の請願

請願者 大阪府南区周防町二一御津ビル二十九号室全同定年退職者連盟内 末広昇

紹介議員 鈴木 恭一君

全国各地各種の職場において、あいついで送り出されていく定年退職者を始めとして合理化その他の名目による勧告退職者の行く手を思うとき、まことに憂慮に堪えないものがあるが、せめて社会がかれら定年者に対して永年の陰の功勞に報いる唯一の道は退職金に対する課税免除の措置であるから、定年ならびに勧告退職者およびこれに準ずる永年勤続者の受ける退職金五百万円以下に対しては課税を免除する法を制定せられるとともに、右改正法は昭和三十一年度退職者から適用をうけられるよう措置せられたいとの請願。

第一五三三号 昭和三十五年一月二十九日受理

地方公共団体等が借り受けている旧解放農地に関する請願

請願者 新潟県議会議員 山崎和雄

紹介議員 小柳 牧衛君

政府先買権に基づく買取農地で、現在、地方公共団体等の公益的用途のために貸付けられているものが少なくないが、この土地の貸付は、国有財産法上減額貸付ができることになっているの

第二十二号第一号中

「第一級 二十七万六千六百円（アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分を十八度をこえる一度ごとに二万三千七百七十円を加えた金額）」

「第二級 二十七万六千六百円（アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分を十八度をこえる一度ごとに二万三千七百七十円を加えた金額）」

「第三級 二十七万六千六百円（アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分を十八度をこえる一度ごとに二万三千七百七十円を加えた金額）」

「第四級 二十七万六千六百円（アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分を十八度をこえる一度ごとに二万三千七百七十円を加えた金額）」

「第五級 二十七万六千六百円（アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分を十八度をこえる一度ごとに二万三千七百七十円を加えた金額）」

に、ほとんど時価貸付に近い貸付料を徴収されている実情で、買取の対価に比較し、更には、公益的使用であることを考えるとき、極めて不合理であるから、この土地の貸付については、所要の検討を加え、無償貸付あるいは譲渡又は、国の買取対価との均衡を勘案した貸付料に改定せられたいとの請願。

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

附則

- 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる場合における酒税の徴収については、なお従前の例による。

一 酒税法第二十八条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類について、その承認の際税務署長が指定した期限までに同条第三項に規定する書類の提出がない場合及び当該酒類がこの法律の施行後に酒税法の施行地において消費され、又は当該施行地において消費する目的で

譲り渡された場合
4 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
5 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第八十五条第一項及び第二項中「合成清酒第二級」を「合成清酒」に改める。

第八十五条の二第二項の表中

清酒第二級		十三度以上十四度未満	九万八千四百円
合成清酒第一級		十四度以上十五度未満	十三万二千三百円
合成清酒第二級		十三度以上十四度未満	十二万二千九百円
		十三度以上十四度未満	七万五千八百円

を

に改め、同条第二項中「合成清酒第

二級」を「合成清酒」に、「第五条第四項」を「第五条第三項」に改め、同条第三項中「第五条第五項及び第六項」を「第五条第四項及び第五項」に改める。

昭和三十五年二月十三日印刷

昭和三十五年二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局